

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月31日

京都市長 松 井 孝 治

京都市規則第 12 号

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項本文中「受給者証（第1号様式（対象者が第10条第1項第2号に掲げる者である場合にあっては、別に定める様式））」を「条例第3条第2項に規定する受給者証（以下「受給者証」という。）」に改める。

第5条各号列記以外の部分及び第3号中「ないと認定した」を「あると認定しないこととした」に改める。

第10条の2第1号ア中「24,600円」を「25,700円」に改め、同号イ中「806,700円」を「826,500円」に、「15,000円」を「15,700円」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 入院療養以外の療養を受けた場合 次のア及びイに掲げる者の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額

ア 前号アに掲げる者 11,000円

イ 前号イに掲げる者 8,000円

第10条の3第2項中「第2号様式。」を削る。

第10条の6各号列記以外の部分及び第3号中「該当しないと認定した」を「該当すると認定しないこととした」に改める。

第15条中「この規則において別に定めることとされている事項及び」を削る。

第1号様式及び第2号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年8月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市老人医療費支給条例施行規則第10条の2の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課)